

**改正**

昭和55年3月28日条例第14号

平成元年3月30日条例第20号

平成元年7月11日条例第37号

平成3年7月15日条例第26号

平成11年3月24日条例第4号

平成17年3月28日条例第26号

平成31年3月20日条例第41号

令和5年12月21日条例第40号

佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例

(目的及び設置)

**第1条** 老人並びに身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）の心身の健康の保持と相互の調和を図ることにより明るい生活を営ませ、もつて福祉の向上に寄与するため、老人・身体障害者憩いの家「いでゆ荘」（以下「いでゆ荘」という。）を佐世保市広田三丁目5番3号に設置する。

(業務)

**第2条** いでゆ荘は、老人並びに身体障害者に入浴をさせ、憩いの場を提供する等の業務を行なう。

(使用者の資格及び使用の許可)

**第3条** いでゆ荘を使用できる者は、おおむね60歳以上の老人並びに身体障害者とする。

2 いでゆ荘を使用しようとする者は、第8条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

(使用料)

**第4条** いでゆ荘を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 25人以上50人未満の団体に係る使用料は、個人の使用に係る使用料（以下「個人使用料」という。）から20円を割引いた額に使用者数を乗じて得た額とし、50人以上の団体に係る使用料は、個人使用料から25円を割引いた額に使用者数を乗じて得た額とする。

(使用者の遵守事項)

**第5条** いでゆ荘を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止並びに秩序維持に協力すること。
- (2) 許可なく寄付の募集、物品の販売等をしないこと。
- (3) 動物を携行しないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす物品を携行しないこと。
- (5) その他市長が指示する事項に従うこと。

(使用の制限)

**第6条** 指定管理者は、次の各号に該当する者に対して、第3条第2項の許可をせず、又は使用を制限し、退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる者
- (2) 伝染性の疾患のある者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

**第7条** いでゆ荘の管理は、第1条に規定するいでゆ荘の設置目的を遂行するための事業活動を行う法人その他の団体であつて、市長が指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者の選定)

**第8条** 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が別に定める書類

2 市長は、前項の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、いでゆ荘の設置目的を最も効果的に達成できると認めた者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

**第9条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

**第10条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第2項に規定する使用の許可、第6条に規定する使用の制限その他使用許可に関連する業務

- (2) 第4条に規定する使用料の徴収その他使用料に関連する業務
- (3) いでゆ荘及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いでゆ荘の運営に関して市長が必要と認める業務  
(協定の締結)

**第11条** 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、いでゆ荘の管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

(業務報告の聴取等)

**第12条** 市長は、いでゆ荘の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

**第13条** 指定管理者は、いでゆ荘において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

**第14条** 指定管理者は、いでゆ荘を管理するにあたって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(損害の賠償)

**第15条** 使用者が故意又は重大な過失によつていでゆ荘に損害を加えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

**第16条** 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第7条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条第2項及び第6条の規定の適用については、第3条第2項中「第8条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管

理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公告するものとする。

(規則への委任)

**第17条** この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、昭和47年2月1日から施行する。

**附 則** (昭和55年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則** (平成元年3月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年7月11日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成3年7月15日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年3月24日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年3月28日条例第26号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条を第15条とし、第6条の次に8条を加える改正規定中第8条、第9条及び第11条に係る部分は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和5年12月21日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

別表（第4条関係）

区分		金額
個人	老人 身体障害者（身体障害児を除く。）	1日 140円
	身体障害児	1日 50円
備考		
<p>1 使用者に付添う介護人の使用料は、老人及び身体障害者（身体障害児を除く。）の使用料と同額とする。</p> <p>2 希望者に1,200円（1枚140円券10枚綴）の回数券を発行する。</p>		